

若手弁護士アンケート自由記載欄

※ほぼ同内容の記載は1本にまとめ、括弧内に回答数を記載した。

1. あなたの属性を教えてください

③ 予備試験を受験しましたか はい

予備試験を受けた方はその理由を教えてください

- ・お金ない (2)
- ・働きながら弁護士になるため

2. 法曹養成制度についてのご意見をお聞かせください

④ 予備試験の合格者数や受験資格を制限することについて 賛成 反対
できれば理由もお願いします

《賛成》

- ・法科大学院の趣旨 (5 6)
- ・旧試の悪弊を除く (2)
- ・公平に (2)
- ・「予備」試験だから
- ・1本化すべきで、予備試験の抜け道こそ廃止すべき
- ・学費が高く合格率の低い法科大学院の定員割れが止まらなくなり法曹の質が落ちる
- ・現在の予備試験が予備試験本来の趣旨に反するから
- ・質
- ・従来の制度の合格者数との均衡
- ・受験テクニックのみでは法曹としての土台が養われない
- ・人生の大部分を受験勉強に費やすのはもったいないから
- ・そもそも受験者数自体が低下している
- ・多様な人材の確保
- ・法科大学院存続を前提として、ロースクールの意義が不明確になる。ロースクールを残すなら制限し、制限しないならロースクールの廃止
- ・法科大学院の教育をもっと充実することを条件に
- ・法科大学院の廃止につながるから
- ・見切りをつけやすい
- ・予備試験合格者が法科大学院終了者と同レベルとは思えない
- ・予備試験合格者は何の正規指導も受けていない
- ・予備試験制度が不安
- ・予備試験だから当然
- ・予備試験を興隆させるなら法科大学院は廃止し旧制度に戻すべき。予備試験の受験資格を制限せず、むしろ「優秀な学生」の評価を得るためのものとするのは本末転倒
- ・予備なら予備というスタイルでよい
- ・例外ルートは狭くすべき
- ・ロースクールでの実務教員の授業はとてもよかったので、ロースクール修了生以外の枠を拡大するのは反対
- ・ロースクールを原則として学費の問題を改善すべき
- ・旧試験に戻ってしまうのと同じになりかねない
- ・旧試験の受験生を救済するための制度だから
- ・元々の予備試験の趣旨を考えると制限すべし
- ・合格者のレベルに応じた数の制限に当然
- ・賛成は質の担保が前提
- ・金が無ければ法曹になれない仕組みを作ってまで大学を甘やかす必要はない
- ・借金を抱えて就職もできない若手がたくさんいるので

《反対》

- ・公平に（４０）
- ・職業選択の自由を害する（２０）
- ・制限する理由なし（８）
- ・多様な人材の確保（５）
- ・門戸を広く（５）
- ・能力のある人を（４）
- ・法科大学院を優遇する理由無し（２）
- ・選択肢の確保（３）
- ・法科大学院の趣旨（２）
- ・学費を払えない人もいるから
- ・基準が不明確
- ・憲法違反
- ・合格率から考えてなぜ制限するのかわからない
- ・公平に、能力ある人を
- ・合理的な理由がない
- ・様々な理由で法科大学院に行けない人が法曹になる道を閉ざすべきでない
- ・さらに法曹の人気なくなる可能性があるから
- ・司法試験で合否を判断すれば足りる
- ・優れた人材が入ってこなくなるため
- ・制限すれば法曹界全体の質が落ちる
- ・そもそも法曹資格の前提条件とする必要がない
- ・幅広い層が参入できなくなる
- ・併用するならば自由競争させるべき
- ・法科大学院延命のための制限は不要
- ・法科大学院が機能しておらず区別の必要がない
- ・法科大学院制度の導入により上流階級以外が司法試験を受けることが難しくなり、また、優秀な人材の確保が困難になっている
- ・法科大学院の既得権益を守るために学生を犠牲にするべきではない
- ・法科大学院の必要性が乏しい
- ・法科大学院の魅力を高めることで対応するべき
- ・法科大学院を出ていなくても資質に変化はない
- ・法曹になる手段は多い方がいい。とくに経済的な制限が少ない選択肢は残しておくべき
- ・法曹になるに足りる能力のある者を合理性のかけらも無い理由で請願するのはおかしい
- ・本当に法科大学院にメリットが感じられるなら、制限は不要であるはず
- ・元の制度で足りる
- ・予備試験は単なる本試験の受験資格を与えるだけの試験のはず、ロースクールの下位を上回れば合格させて良いはずだ
- ・予備と法科大学院を自由に選択できるようにするため
- ・予備のみでもいい
- ・理由がない
- ・両方の制度も自由に選択できた方が良いので
- ・ローがある限り、法曹志願者が減りつづけるが、量の歯止めとなりうるか
- ・ローが高い学費をとるばかりでろくな教育をしていない
- ・ローとの制度間競争が必要
- ・意味が分からない
- ・賛成する意味が分からない。法科大学院側に自分達がやっていることに自信があるのなら、賛成できるでしょう。
- ・制限を求める意見は受験生ではなく法科大学院のために制限を求めているから
- ・制限可と考えるのは憲法上困難
- ・法科大学院に価値があるなら制限しなくても良い
- ・法科大学院に存在意義を感じない

- ・法科大学院の維持以外に目的がなく不合理
- ・法科大学院を保護すべきでない
- ・法科大学院修了を受験要件とすることに正当性はない
- ・法科大学院終了と同等程度の能力がある者の選抜試験との性格上当然
- ・回数制限は必要

《どちらでもない》

- ・予備試験をメインにするなら、旧試に戻るだけのような気がします・・・。
- ・現在の予備試験が予備試験本来の趣旨に反するから
- ・旧司にもどしてもいいかも。LSはお金がかかるから。

⑧ 法曹養成制度についてご意見があればお願いします

- ・勤務中の人のために修習期間を4月1日スタートに
- ・時間的経済的負担の軽減
- ・縦の繋がりが強まる組織作りと周知の徹底
- ・1年だけローに行ったがよかった
- ・旧試のような予備校中心の状況は回避すべき
- ・安定的な制度を
- ・修習期間は1年は必要。
- ・修習の充実を
- ・業務を拡大すべき
- ・合格者1000名で旧試に戻すべき
- ・修習の充実を
- ・修習の充実を
- ・貸与制はおかしい
- ・法科大学院は廃止
- ・ロー統廃合すべき、給費を弁護士会が一部負担
- ・ローは必要不可欠ではない、法曹全体の質の低下
- ・旧試験のころに戻す
- ・旧試験のころに戻す
- ・法科大学院は廃止
- ・ロー見直し
- ・ローでは実務の力はつかない
- ・給費制と修習期間は一概に言える問題ではない
- ・早く法曹になれる仕組みに
- ・日弁連と単位会の強制加入をやめる
- ・短期長期の視点が必要
- ・ローと研修所の連携、教育の質向上
- ・修習でロー出身者と予備合格者を混在させない方がいい
- ・文句を言う前に自分を磨きます
- ・給費制が復活しないなら修習期間は1年でいい
- ・努力すれば受かる試験にするために1500名が妥当。しかし受験資格は撤廃するべき
- ・海外や行政機関のインターン等社会に触れる機会の充実
- ・ローを法曹養成の中核とするとの構想は完全に間違いだった
- ・給費制が復活しないなら修習期間は1年でいい
- ・法科大学院制度の失敗の現実を受け止め制度を変えて行くべき
- ・長期的視野に立って制度を設計し、法曹の仕事の魅力ある者にするよう抜本的に改革を考え直すべき
- ・増員するなら任官任検も増やすべき。貸与制で優秀な人材が法曹になれない(ならない)実態がある。短い修習期間、登録後の受入先不足で弁護士の質が低下している。その意味では合格者を減らす必要があるかもしれない。
- ・法科大学院を法曹界全体で誤りと認めるべきです

- ・受験回数や期間を制限するべきではない
- ・法科大学院は実務に出たことのない教授ばかりで理論講義に偏り過ぎて意味がない。修習期間を増やすべき。
- ・修了認定を厳格にするべき
- ・人数ありきの制度はおかしいのではないのでしょうか。能力ある人は合格、ない人は不合格、それだけでいいと思います
- ・市民目線で考え公益活動に取り組める弁護士を増やすよう努力するべき
- ・制度全体の問題なので場合による
- ・研修医みたいな制度が出来たらいい
- ・現状は非常に中途半端
- ・多様な人材を養成する目標を失ってほしくない
- ・法曹養成においては他業種との競争を法曹界単位で考える必要がある。今の制度は法曹界の人材を確保しようという観点が全くない。
- ・司法試験合格後の実務的養成を重視すべき
- ・法科大学院は廃止
- ・お金が掛りすぎる
- ・修習期間が短く、実務への架橋が不十分
- ・どこかできちんと勉強した者が合格するような試験であってほしい
- ・国が必要なお金を出すべき。ロースクール攻撃はいかがなものかと思う。
- ・法科大学院は廃止
- ・給費制復活と合格者減少
- ・前期修習を復活すべき、高裁所在地における修習を原則とすべき
- ・法科大学院制度を拡充すべき
- ・3000 人合格から軌道修正したのであれば給費制の復活を、生活保護さえもらえない修習生の待遇改善を
- ・方針がブレていて情けない
- ・目先の財政や国民の意見を重要視すべきでない
- ・前期修習を復活すべき
- ・このままでは志願者が減りまともな養成も不可能となって業界が破綻する
- ・法科大学院を活かす改革をすべき
- ・法曹養成を法務省に一本化すべき
- ・質の良い法律家を養成するため修習は給費制のもと1年半にすべき、それが国民のためになる
- ・旧制度のほうがマシ
- ・期間の長短と費用負担の対象は共に論じるべき
- ・修習期間が短すぎる
- ・地方のロースクールは質が悪すぎる
- ・法科大学院の予算を修習に使うべき
- ・制度が定まっていないと法曹希望者が減り優秀な人材が集まらない
- ・修習制度を廃止すべき
- ・法科大学院を強制するのではなく、研修所の機能強化をすべき
- ・法科大学院への予算を減らし、その分を修習生に回す
- ・修習を希望性に
- ・法科大学院への入学者を減らすべき
- ・改革の必要性があったことを周知すべき
- ・給費制復活と修習期間の長期化
- ・給費制復活が必要
- ・合格者数削減が必要
- ・給費制復活をするのなら、修習期間は1年が限界
- ・2000 人合格では今後の展望がない
- ・法科大学院の失敗は明らか
- ・特になし
- ・各論を延々議論してもしかたない。優秀な人材をきちんと教育し、予見可能性をもたせられるか、と

- ・いう若者の視点で迅速に対処すべき
- ・今の問題点は国民の身から出たサビ
- ・予備試験についても、司法試験についても受験回数の制限は設けるべきでない
- ・多くは弁護士になるのだから弁護士の意見をしっかり反映すべき
- ・法科大学院では前期修習の代わりになっていないので、前期修習は復活すべき
- ・旧試1500人時代が一番よかったと思います。
- ・就職難や、就職しても収入がないなど負債を抱えても返済できない職業になることは避けなければならない
- ・最低限給費復活
- ・旧試1本でも何でもいいが数は500人程度でよい
- ・就職の受け皿を作れないなら合格者数を減らすべき
- ・司法修習ではもっと実務的なことを教えるべき
- ・新司法試験導入前の姿に戻すべき
- ・国家資格取得後の教育に力を入れるべき
- ・弁護修習を長く
- ・新規参入者にのみ負担を押し付ける制度になってはいけない
- ・ローは廃止すべき。ローが出来るまでは、親や叔父・叔母の後を継げる人はほとんどいなかったが、今はいくらでもいてその人たちが優位な地位を占めている
- ・LS、修習、その他の三者で押し付け合いをしている感がある。が、第一には修習であるべき
- ・司法修習の充実及びロースクールでの実務の充実
- ・法科大学院の数、定員を減らして、合格率を上げ、大学院で多少余裕を持って学べるようにすべき
- ・修習の期間を長くしてほしい
- ・立場を離れて議論できるといいですね
- ・法科大学院の入学選抜を厳しくすべき
- ・法曹養成制度の改革は法科大学院の授業の質をより高めることによってのみ図られるべき
- ・経済的負担の軽減が不可欠
- ・粗製乱造

3. 若手弁護士の業務についてのご意見をお聞かせください

③ 現在の不満や将来不安に思うことは何ですか。

その他の不満や不安な点

- ・訴訟実務が身につかない
- ・転職の可能性
- ・忙しすぎる
- ・金銭理由で弁護士の職務を十分にできない
- ・子育てとの両立（4）
- ・企業内弁護士なのでクビこわい
- ・日弁連単位会
- ・仕事のやり方がわからない
- ・業際問題
- ・クライアントとの接し方
- ・独立への不安
- ・弁護士としての技術を身につけられるかどうか
- ・弁護士会費の高さ
- ・業界全体の先行き
- ・ワークライフバランス
- ・企業弁護士としてポジション不足は…らないか（解読不能）
- ・勤務形態
- ・力量
- ・いつまでこの仕事を続けるか
- ・自分の能力
- ・弁護士会経営の保育園があるといいのでは

- ・日弁連執行部の無策
- ・多忙でのんびりできない
- ・国選報酬を増額すべき
- ・健康、子育て
- ・弁護士会費が高すぎる
- ・ロースクールの数と入学者数を絞れば予備試験を拡大しなくても十分な人材を確保できる
- ・ロースクールの学者教員の質が悪い
- ・過労死
- ・スキルアップの見込み
- ・勉強不足
- ・旧司に戻すのは反対。ロースクールの統廃合をすすめ、答案をしっかりとけるように教育すべき。
- ・ノーコメント
- ・弁護士会の求心力低下
- ・業界全体の過当競争
- ・職場環境
- ・人権活動の担い手の偏り
- ・貸与金の返済
- ・能力
- ・個人事件を受任する暇がない
- ・OJT 不足
- ・社会保障など会社勤めの方と比較して不安定
- ・体調を崩したらと思いと不安です
- ・弁護士の不祥事の増加
- ・実務能力が養われない

4. 最後に、上記の質問やその他の点でご意見がありましたらお聞かせください(別紙による回答も可能です。)

- ・ロースクール修了生の弁護士と話をすると、基礎的法律知識が不足している。判例の事案の違いが分からない等、弁護士のレベルに達していないと感じることが多いので、ロースクールは廃止すべきです。
- ・リスクとコスト(費用・時間)からロースクールは廃止。授業の内容もあまり役に立っていない。
- ・私自身、法曹人口についての見解を持ち合わせてはませんが、それ以外の貴団体の目標には賛同します。
- ・もっと横断的なアンケート結果が集められるとよいと思います。
- ・弁護士を守るべき立場にある日弁連が、法曹人口を減らす努力をもっとすべき。
- ・旧試験のような歪んだ法曹養成制度が復活するようなことはあってはならないことです。「法科大学院+奨学金+給費制度復活+予備試験制限」という制度を扱う方が短期的には妥当な落とし所と考えます。
- ・私は、試験制度や修習制度、イソ弁先に特別恵まれているために。不安はないのですが、私のような弁護士は少数になりつつあります。若者を助けてやって下さい。
- ・上記 2, ⑦の回答は、ロースクール廃止が前提。学部→ロースクールの二重構造は無駄が多い。ロースクールの数をなくして、学部教育を充実させるべき
- ・合格者数減の前にロースクール入学者数減をすべき。卒業したのに合格できずという人を増やすだけになるから。
- ・法科大学院に相当の意義があるとしても、予備校的な存在でいいのでは？試験(その後判読不明)
- ・受け入れ先がないままに合格者数を急増させた結果、若手弁護士の就職難等多数の弊害が生じていることを議員らにもっと知ってほしい。
- ・合格者を減らしても、就職難はなくならないと思う。難しい試験×合格しても就職難だと、若い人はサラリーマンを選ぶと思う。
- ・法曹資格者の活躍の場を、もっと司法(法曹三者)以外にも広げて欲しい。迅速な裁判、適正な刑罰のため、もっと検察官も増やして欲しい。
- ・合格者の人数や養成制度のあり方のみならず、市場のあり方をも議論することが重要だと思います。
- ・村越を愛媛で武内陣営の刺客として、討ち取ったことがあります。私は狭い弁護士の世界も役職恐れませんが、(懲戒すら恐れませんが)筋が通らなければ会長とも戦います。村越や執行部をやる必要があれば私まで御連絡下さい。私は市民運動の世界で生きる人間であり弁護士の世界の常識が通じない人間です。いつ

でも御協力いたします。

- ・単純に合格者数を減らすのは反対。需要の掘り起こしを尽くした後でやるべき
- ・まず我々が己をかえりみて精進すべきかと思えます
- ・最近の法曹界は明るい話題が少ない
- ・下記の5項目にいずれも賛成です
- ・さすがに現行と新で区別するのは古いのではないか
- ・お金がかかりすぎて志願者減少が著しい
- ・人数に関しては自分の最終順位よりも少なくすることは恥ずかしくて出来ませんでした
- ・法科大学院の入学者の激減が若者が司法への志を持たなくなっていることを物語っています。このままでは司法の衰退をさらに拡大させることになるので意見を主張して行くべきです。
- ・ロー、実務、修習がそれぞれ寸断されてしまっている。それぞれの長所を生かし、全体を通じて次のステージへ繋げられるような指導、体制を整えて行くべき。
- ・毎日のように弁護士をやめたいという思いが沸きます。理由は経済的不安です。
- ・せめて給費制を復活させないと皆がなりふり構わず事件を受け経験不足のまま事件を処理することとなり危険。
- ・法科大学院に関する質問はどの法科大学院を卒業したかで異なると考えます
- ・合格者増が失敗だったなら増員決定した者が説明するべき
- ・制度全体のことを考えず「合格者を速やかに1000名以下にする」などという活動には反対である。
- ・人数が増えれば稼げない人も出るが、一定の競争は必要であり仕方ない
- ・法科大学院は存続させても構わないが、会計大学院のように受験資格からは外すべきである。日弁連の執行部が賛成派じゃダメダメですね。
- ・法科大学院卒業を要件とすることに土エ賛成であるが、合格者を早急に1000名程度にした上、修習期間を長くしなければ質の低下は免れない
- ・この問題+法テラスによって環境はますます悪化していくと思われま
- ・アメリカのように何年か返済したらあとは払わなくていいという奨学金があるといいのでは
- ・もともと法曹は独立採算の自営業なのだから、甘ったれにおもねる必要なし
- ・給費制復活は法曹界共通の永遠の課題です。養成の各論は大いにして国民の司法への関心を高めましょう。
- ・修習期間を延長するよりも早く弁護士になってOJTを受けた方が効率よく成長できるのでは？修習はあくまでも修習であって、経験できる事柄に現場があるし、給費制が復活したとしても奨学金の返済は修習中から始まるし。
- ・合格者数の議論においては、受験生の立場に十分配慮するとともに、法科大学院支持者を感情的に非難しないことが重要
- ・経済的不安を抱えている動機が非常に多い。法科大学院を受験資格から外し、給費制復活を
- ・メールで回答→来ていない
- ・学費、修習貸与金、弁護士会の入会費と月々の会費等、経済的負担が大きすぎて精神的に辛い
- ・問題のあるロースクールと良質な教育を行っているロースクールを一緒に議論するとややこしくなる、問題のあるロースクールを退場させれば問題点の多くは解決する
- ・可及的速やかに法科大学院を廃止するか、受験要件から外すべき
- ・法科大学院で何をしたいのかということと、現場の弁護士からの意見を交えて総合的に議論を行うべきであるが、現在の法務省、文科省という二省体制では突っ込んだ議論ができない
- ・上の期の弁護士との現状の認識に対するギャップ。貯蓄もなく、むなしく人生を終えることになるのではと不安
- ・弁護士自治を守るべき
- ・法曹（特に裁判官）の増員を検討すべき
- ・給費制復活を希望
- ・法曹養成の期間・費用については改善が必要だが、合格者の削減には反対
- ・経済的事情から法曹になれないのは問題
- ・法曹人口が不適正
- ・こういうアンケートをもらうたび、「今ごろ何を言っていてやがる」という気持ちになります。私は、10年前前からこのような問題点を明確に認識していました。だからこそ、私はロースクールに行かず、現行司法試験を受け続け、（運良く）突破できました。ロースクール、新司法試験など戦前の「大東亜共栄圏」と同じ「合格率8割」など100%ウソ、と11年前から気づいていました。申し訳ありませんが、「司

法を考える会」の存在も懐疑的です。

- 今の状態の法科大学院はすぐに廃止してもらって構わないと思っているが、このまま失敗も認めず、総括もしないで退場させることは許すべきではない。下位ローには弁護士会から廃止や統合勧告してもよいと思う。それが出来ない弁護士会はこの問題に対する取り組みは放棄しているに等しいと思う。結局は、優秀な人材が供給されればよいのであって、法科大学院にそれが出来るのであれば、存続させることに反対はしない。
- 法科大学院での教育は学部の延長にすぎないし、実務教育も期間が確保されれば修習でできる。しかし、実務修習は法科大学院ではできない。法科大学院は修習の代替にはなりえない。一般人なら自己破産するような借金を抱えて得た法科大学院は何なのかと思う。
- 法科大学院制度自体はよいと思うが、地方の院がなくなると、勉強ができる環境も選択も限られてしまう。地方大学院を確保すべき。
- まずは給費復活を急ぐべき
- 優秀な人材が他分野へ流れてしまうことを切に憂慮します。収入・給与を含めて魅力ある法曹界であってほしいです。
- 給費制がなくなることを理解しながらこの道を志望したのに、廃止に異議を唱えるのはおかしい。廃止前から活動していないことに違和感を感じる。
- 増えすぎたのだから減らすのは当然。単純に需給バランス。500人で十分
- このままでは依頼者市民から（質の低下の面で）も法曹志望者からも（職業的魅力のなさ） 弁護士は見捨てられます。必要とされていない存在が社会の隅々にまで行き渡っても有害です。優秀層が法曹になる→依頼者市民からの期待に応える質を確保する→経済的に法曹が安定する、どこからかテコ入れされれば正のスパイラルになりうると思いますが、このままでは全く逆の負のスパイラルをたどりま。まだ若いのでよくわかりませんが、少し前までは弁護士会の法律相談でも（対応態度は別として）一定水準以上の質は確保できていたのではないのでしょうか。「水と安全はタダ」ではなくなってきた昨今、法曹の質も当然の前提ではなく各自の努力と政策により担保すべきだと思います。
- 予備試験の受験資格を無制限に認めることには反対である。現在のいわゆる「新司法試験」を中心とする法曹養成制度は、司法修習期間が1年に短縮され、その分の法曹養成が法科大学院での教育に委ねられている。すなわち、法曹養成期間としては、法科大学院での2年間（または3年間）と司法修習での1年間を合わせた3年間（または4年間）を予定しているのであるが、司法修習さえ貸与制となっている現在、これにかかる莫大な学費やこれに専念するために生活費が必要となることから、かかる期間を短縮し、また、学費を支払わなくて済むように、予備試験制度が設けられたものと理解される。だとすれば、法科大学院制度と予備試験制度は表裏一体を成すものであって、予備試験制度を主流とし、法科大学院制度をないがしろにするのは本末転倒といわざるを得ない。しかも最近では、法科大学院をまともに卒業することなく、若年で予備試験に合格することの方がむしろ優秀と捉えられる向きもあり、法曹を目指す学生諸君の中には、いずれに従事すべきか右顧左眄する者も少なからずいるものと思われる。予備試験受験資格を無制限とし、このまま合格者数を増やし続けるのであれば、いっそ法科大学院制度を撤廃し、旧司法試験制度（受験科目数まで戻す必要はないと考える）に戻すとともに、合格者数のみ1500名程度に保てばよいだけの話である。新制度は失敗であったと言う方もおられるが、旧司法試験制度と異なり、制限回数を設け、だらだらと受験することを認めなかったことで、「結果的に法曹になれなかった者が気付いてみたら10年ないし20年の長きにわたって多くの時間と莫大な費用を費やした」というような悲惨な話を聞くことはなくなった。また、法科大学院入学の際の試験や、在学中の成績を見て、法曹に向いていないことを実感し、早々に切り上げて、他の道を選択するような例も散見され、むしろ受験地獄に溺れる不幸な受験生の減少に一役買っている。法科大学院の問題点は、学費と授業の質であるが、前者の救済策として予備試験があり、奨学金制度があり、特定制度があるのであって、かかる問題は、何も新制度に限った問題ではない。旧制度のもとでも、実際には司法試験予備校等に学費を払っていたような人も相当数存在したし、法曹に限らず、医師や薬剤師、公認会計士、税理士等の難関と言われる国家資格取得に付いてまわる問題と言えるのだから、法曹のみがこれを殊更重視して他の本質を見失うことは、それこそ木を見て森を見ずの状態に陥っていると言わざるを得ない。授業の質に関しては私が口を挟むべきことではないと思うので慎む。ただ私自身は、授業の質が極めて高く、学部レベルでは到底聞き及ぶことのできない内容の授業を受講できたと考えており、これは実務についてなお、容易に経験できないものと心得るので、法科大学院の存在意義は高いと考えている。
- アンケート結果をどのように活用なさるのか、もう少し具体的に明らかにされるべきではないかと思いません。